

性犯罪に関する刑事法検討会 論点整理（案）

第 1 刑事実体法について1 現行法の運用の実情と課題（総論的事項）

- 現行法がどのように運用されているか、処罰すべき行為が適切に処罰されない事態が生じているか

2 暴行・脅迫や心神喪失・抗拒不能の要件の在り方

- 強制性交等罪の暴行・脅迫の要件，準強制性交等罪の心神喪失・抗拒不能の要件を撤廃し，被害者が性交等に同意していないことを構成要件とすべきか
- 強制性交等罪の暴行・脅迫の要件，準強制性交等罪の心神喪失・抗拒不能の要件について，判例上必要とされる「被害者の抗拒を著しく困難にさせる程度」を緩和した要件とすべきか
- 強制性交等罪や準強制性交等罪の構成要件として，暴行・脅迫や心神喪失・抗拒不能に加えて，又はこれらに代えて，その手段や状態を明確化して列挙すべきか
- 被害者が性交等に同意していないことについて，一定の行為や状態が認められる場合に被告人側に立証責任を転換し，又はその要件の充足を推定する規定を設けるべきか
- 行為者が，被害者が性交等に同意していないことの認識を有しない場合にどのように対処すべきか

3 地位・関係性を利用した犯罪類型の在り方

- 被害者が一定の年齢未満である場合に，その者を「現に監護する者」には該当しないものの，被害者に対して一定の影響力を有する者が性的行為をしたときは，被害者の同意の有無を問わず，監護者性交等罪と同様に処罰する類型を創設すべきか
- 被害者の年齢を問わず，行為者が被害者の脆弱性，被害者との地位の優劣・関係性などを利用して行った行為について，当罰性が認められる場合を類型化し，新たな罪を創設すべきか
- 継続的な性的虐待において，個々の行為の具体的な日時・場所を特定しなくても，個々の行為を包括する一連の事実について1個の犯罪の成立を認めることができるような罪を創設すべきか

- 一定の年齢未満の者に対し、性的行為や児童ポルノの対象とすることを目的として行われるいわゆるグルーミング行為を処罰する規定を創設すべきか

4 いわゆる性交同意年齢の在り方

- 暴行・脅迫や被害者の同意の有無を問わず強制性交等罪が成立する年齢を引き上げるべきか

5 強制性交等の罪の対象となる行為の範囲

- 強制性交等の罪の対象となる行為に、身体の一部や物を被害者の膣・肛門・口腔内に挿入する行為を含めるべきか

6 法定刑の在り方

- 2名以上の者が現場において共同した場合について加重類型を設けるべきか
- 被害者が一定の年齢未満の者である場合について加重類型を設けるべきか
- 強制性交等罪の法定刑（5年以上の有期懲役）の下限を引き下げるべきか

7 配偶者間等の性的行為に対する処罰規定の在り方

- 配偶者、内縁などの関係にある者の間でも強制性交等罪や準強制性交等罪が成立することを明示する規定を設けるべきか

8 性的姿態の撮影行為に対する処罰規定の在り方

- 他人の性的な姿態を同意なく撮影する行為を処罰する規定を設けるべきか
- 撮影された性的な姿態の画像の没収（剝奪）を可能にする特別規定を設けるべきか

第2 刑事手続法について

1 公訴時効の在り方

- 強制性交等の罪について、公訴時効を撤廃し、又はその期間を延長すべきか
- 一定の年齢未満の者を被害者とする強制性交等の罪について、公訴時効期間を延長することとし、又は一定の期間は公訴時効が進行しないこととすべきか

2 起訴状等における被害者等の氏名の取扱いの在り方

- 起訴状等の送達等によって、被害者の氏名などの被害者特定事項が被告人に知られることがないようにする仕組みを設けるべきか

3 いわゆるレイプシールドの在り方

- 被害者の性的な経験や傾向に関する証拠を公判に顕出することを原則として禁止することとすべきか

4 司法面接的手法による聴取結果の証拠法上の取扱いの在り方

- 司法面接的手法による聴取結果を記録した録音・録画記録媒体について、特別に証拠能力を認める規定を設けるべきか

※ 以上の論点については、わいせつ行為に係る罪についても問題となる。